

課 酒 7 - 30
平成 29 年 9 月 26 日

全国小売酒販組合中央会
会長 坂田 辰久 殿

国税庁 酒税課長
田村 公一



平成 29 年度「3 R (リデュース・リユース・リサイクル) 推進月間」の周知依頼について

平素は、税務行政及び酒類行政に関しまして、ご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、環境法令を所管する省庁では、毎年 10 月を「3 R (リデュース・リユース・リサイクル) 推進月間」として、広く国民の皆様に向けて普及広報活動を行っており、国税庁においても酒類容器の 3 R 推進を呼びかけています。

つきましては、貴組合におかれましても、傘下組合員及び一般消費者の皆様へ 3 R の呼びかけをお願いします。また、傘下組合員の皆様にも、一般消費者に向けての周知を促していただくようお願いします。

なお、国税庁ホームページには、店頭において一般消費者に向けてリターナブルびん等の周知を行う際にご利用いただける資料を掲載しています。傘下組合員の皆様にその旨を周知していただくようお願いいたします。

(アドレス http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/risaikuru/suishingekkan/shurui_3r.htm)

引き続き、3 R 推進に向けて積極的に取り組んでいただくようお願いします。

「3 R」とは、Reduce (リデュース：廃棄物の発生抑制)、Reuse (リユース：再使用)、Recycle (リサイクル：再生利用) の頭文字です。